

## 第三者行為(交通事故等)の提出書類

### 1. 負傷届

○詳細にご記入下さい。(捺印1箇所)

### 2. 事故発生状況報告書

○詳細にご記入ください。相手方を甲(加害者)、ご自分を乙(被害者)として  
ご記入ください。(捺印1箇所)

### 3. 念書(被保険者・被扶養者)

○必ずご記入ください。(捺印1箇所または2箇所)

### 4. 誓約書(加害者)

○必ず相手方に記入してもらい添付してください。(相手方捺印1箇所)

### 5. 念書(損保会社)

○念書(損保会社)は相手方が任意保険に加入しているなら記入してもらい  
添付してください。

### 6. 人身事故証明書【交通事故証明書】

○必ず【原本】を添付してください。

\* 損保会社の”原本と照合済”印があり、損保会社名、所在地、電話番号、  
担当者の印がある場合は写しでも可。

\* 交通事故証明書は『自動車安全運転センター』にて請求できます。所在地の  
各警察署に問合せください。

\* 物損で事故を処理した場合は、物損事故証明書の原本と、  
人身事故証明書添付不能理由書を添付してください。

### 7. 相手方自賠償保険・任意保険証書(写)

○入手可能な場合は添付してください。

### 8. 人身事故証明書添付不能理由書

○事故証明を物損で処理した場合必ず必要です。運転者(甲)は相手方、被害者(乙)が  
ご自身です。(甲(相手方)の署名捺印1箇所) 人身事故証明書入手不能理由には「軽  
症であったので物損であげた為」等ご記入ください。

※自分の過失割合が大きく、加害者である場合でも、この届出の書類上は事故の相手  
方を加害者として記入してください。

※示談される場合は必ず健康保険組合までご連絡ください。

※示談終了後は健康保険で治療を受けることが出来ませんのでご注意ください。

平成 年 月 日迄に提出下さい

大阪自動車整備健康保険組合  
担当 亀井

TEL 06-6762-6371